

血かたびら (一)

一日、太虚に雲なく、風枝を鳴さぬに、空にとゞろく音す。

(五) 一日、大虚に雲なく、風枝を鳴さぬに、空に物ありてとゞろく音す。

(冊) 一日、大虚に雲なくて、風条を鳴さぬに、あやし、空に車のとゞろく音す。

(佐A) 太虚雲なく、風条を鳴さず。一日怪しき者を見上させたまふ。蛮人車に乗り、羽扇に風を吹しめて走る。□の轟き、高楼にひびく。

(佐B)

空海参りあひて、念珠おしすり、呪文たからかにぞとなふるに、即、地に墮たり。あやし、蛮人車に乗てかける也。

(五) 空海まいりあひて、念珠おしすり、呪文となふれば、すなはち地に墮。あやし、蛮人の車に乗てぞありける。

(冊) 空海まいりあひて、念珠おしすり、呪文高らかにとなふれば、即、地におちて倒たり。あやし、蛮人の空を駈る也。

(佐A) 是を「いかに」と又御心なやましめたまへば、玄賓、大呼して地に墮す。空海、念珠をもて撃て見れば、人なり。

(佐B)

捕へて櫃にこめ、難波穿江に沈めさせ、忌部の浜成、おちし所の土三尺をほらせて、神やらひ、をらび声高らか也。

(五) とらへて櫃に納め、難波ほり江に捨さす。忌部の浜成、おちし所の土を三尺穿すて、神やらひ、をらび声高らか也。

(冊) 櫃をさめて、忌部の浜成行ひて、おちし所の土三尺をほりて、神やらひにをらび声高らかに申。

(佐A) 櫃にこめて、浪花の海に流さす。忌部の浜成、其墮たる所を三尺ほらしめて、神代ながらのをらび声□て、とこひやらひ、清めすゞしめたりしかば、御心もすが／＼しくと、のらせたまへりき。されどいかにせん、善柔の御うまれつきにて、とにかくに、はやく帝坐を去らばやの御心やまず。聖人の経教はよめがたしと、遠ざけたまひしが、もし□□ふかく学ばぬが□しきに、時々不登稻(断简六)

(佐B)

一日、皇太弟柏原のみさゝぎに参りて、密旨の奏文さゝげまつらす。何の御心とも、誰つたふべきに非ず。

(五) 一日、皇太弟柏原のみはかに詣で、密旨の奏文申たまへり。何の御こゝろとも、誰つたふべきにあらねば、知るべきやうなし。

(冊) 一日、太弟柏原のみはかに参りて、密旨の奏文有。何の故とも、誰つたふべきに非ず。

(佐A)

(佐B)

天皇も一日みはかまうでし給ふ。百官百司、みさき追ひ、あとべに備ふ。

(五) 天皇も、一日、御はかまありしたまふ。百官百司、みさきおひあとべにそなふ。

(冊) 天皇も一日御はか詣たまへり。百官百司、みさき追ひ、あと辺にそなふ。

(佐A)

(佐B)

左右の大將、中將、おん車のをちこちに弓矢取しばり、御はかせきらびやかに帯たまへり。

(五) 左右の大將、中將、御くるまのこなたかなたに弓箭とりしばり、劔はかせてまもりたまへり。

(冊) 左右の大將、中將、御車のをちこちに弓矢取しばり、御はかせきらびや(か)に帯たまへり。

(佐A)

(佐B)

百取の机に幣帛うづまさにつみはえ、堅樹の枝に色こきませてとり掛たる、神代の事もおもはるゝ也けり。

(五) 百取の机に幣帛うづまさにつみはへ、堅木の枝々に色こきませてとりかけたる、神代の事も思はるゝなりけり。

(冊) 百取の机しるに、幣帛うづまさにつみはえ、さか木の枝に色こき交て取かけたる、神代の事もしのばるゝ也けり。

(佐A)

(佐B)

雅楽寮の左右の人人立なみて、三くさの笛、鼓の音面白しと、心なきよぼろさへ耳傾たりけり。

(五) 雅楽寮の人々立並て、三くさの笛、鼓のおとおもしろと、心なき末のよぼろ等さへ耳傾けたり。

(冊) うたづかさの左右の人々音なみて、三くさの笛の音、つゞみのおと、心なきたまへりき。心なきよぼろさへ、耳かたふけり。

(佐A)

(佐B)

怪し、うしろの山より黒き雲きり立昇りて、雨ふらねど年の夜のくらきにひとし。

(五) あやし、うしろの山より黒き雲きり立昇り、雨ふらねど、年の夜の闇に等し。

(冊) あやし、うしろの山よりくろき雲霧立のぼりて、雨ふらねど、年の夜のくらきにひとし。

(佐A)

(佐B)

いそぎ鳳輦にて、我も／＼と、あまたのよぼろ等のみならず取つぎて、左右の大中將、つらを乱してそなへたり。

(五) いそぎ鳳輦にて、丁等あまたとりつぎ、左右の大中將も、つらを乱してそなへたり。

(冊) いそぎ鳳輦にて、我も／＼と、よぼろのみならず、取つぎて、左右の大中將、つらを乱してそなへたり。

(佐A)

(佐B)

還御、たからかに申せば、大伴の氏人開門す。

(五) 還御、高らかに申せば、大伴の氏人開門す。

(冊) 還御、たからかに申せば、大伴の氏人開門す。

(佐A)

(佐B)

御常にあらじとて、くす師等いそぎ参りて御菓調じ奉るに、兼ておぼす御国譲りのさがにやとおぼしのどめて、更に御なやみ無し。

(五) 御つねにあらじとて、くす師等いそぎ参りて御菓調じ奉るに、かねておぼす御国譲りのさがにやとおぼしのどむれば、更に御なやみなし。

(冊) 御つねにあらずとて、くす師等いそぎ参りて、御くすりたいたまつる。兼ておぼしめす御国譲りのさがにやと、さらに御なやみなし。

(佐A)

(佐B)

参るより、先うかゞひ奉るに、

更に御なやみあらずとぞ。

御かはらけ参る。栗栖野の流の小鮎に、ならびの岡の蕨とりくはへて、鱈や何やすゝめたいまつる。

(五) みかはらけまいる。栗栖野の流の小鮎に、わらびの岡の蕨とりくはへて、鱈や何やすゝめたいまつれば、

(冊) 栗栖野の流の小鮎に、蕨の岡のわらびとりくはへて、鱈や何やすゝめたいまつる。

(佐A) おほん心にも、さしてと思しめせば、先かはらけとらせたまへり。栗栖野の流にのぼる小鮎なますに、芹川の川のりくはへてすゝめまつる。海の物、山の物、けふのせちみは

停めさせて、

(佐B)

みけしきよくて、そ夜に月出、ほとゝぎす一二声鳴わたるを聞せたまひて、大とのごもらせたまひぬ。

(五) みけしきよく、うたづかさ舞うたひつゝ、そ夜に月出、ほとゝぎすひとふた声鳴わたるをきこしめして、大とのごもらせたまひぬ。

(冊) みけしきよくて、そ夜の月出、杜鵑一二聲鳴てわたれば、大とのごもらせたまひぬ。

(佐A) 歌まひの声けふはとつゝませるには、夕囀り鶯、初夜に月出、杜宇、落かへり鳴音興あり。御心すがくしく、大とのごもらせぬ。

(佐B)

○太虚―諸注「おほぞら」と傍訓。節用集等で「太虚」を「おほぞら」と訓ずるものは見出せない。

※『雨月物語』「吉備津の釜」には、「舅姑(おやおや)の忿(いかり)に托(よせ)て諫め、或ひは徒(あだ)なる心をうらみかこてども、大虚(オホゾラ)にのみ聞きなし」と「(こ)こでは、「うわの空に」の意、「蛇性の姪」に「此二人忽躍(をど)りたちて、滝に飛入と見しが、水は大虚(おほぞら)に湧(わき)あがりて見えざるほどに」と

あつて「大虚」には「おほぞら」の訓を当てるが、「貧福論」には、「柴田(しばた)と丹羽(には)が富貴をうらやみて。羽柴(はしば)と云氏(うち)を設(まうけ)しにてしるべし。今龍(りやう)と化(け)して太虚(みそら)に昇(のぼ)り池中(ちち

う)をわすれたるならずや」とあつて、「太虚」は「みそら」と訓ずる。

※参考【角川古語】たいきよ【太虚・大虚】名漢語。天。大空。宇宙。『下学集』に「宇宙ウチウ、ヲウソラ(太虚也)」とあり、『虚字详解』(写本)に「天を太虚、紫虚、晴虚など称す」と述べる。「風大虚に息を)みぬれば、樹を動かしてこれを教ふ」(朗詠・下)。

○風枝をな(ら)さぬに―風が少しもなく、のどかでおだやかなさま。『論衡』是心「風枝ヲ鳴ラサズ、雨塊ヲ破ラズ」による。なお佐藤本Aのみ「風条を鳴さず」とあるが、これも『論衡』による。「かゝるに、今のあづまの御徳の、ありがたくも百七十余歳、

吹風条を鳴さぬ大み代とをさめさせたまへけり」(寛政改元)。

○空海―【角川古語】くうかい【空海】名・大空を海に見立てた表現。「八大竜王は八りんの曲を奏し、空海に翔りつつ舞ひ遊ぶ」(謡・白楽天)・人名。宝龜五年(七七四)・承和二年(八三五)。平安初期の僧、真言宗の開祖。讃岐国多度郡屏風浦に生れる。俗姓佐伯。父は田公、母は阿刀氏。幼名真魚(マオ)、法号は初め教海、如空と改め、延暦十四年(七九五)さらに空海と改める。灌頂号遍照金剛。延喜二十一年(九二二)弘法大師と諡号、俗に大師とも呼ぶ。十八歳(十五歳とも)の時、奈良に出て、勤操(ゴンゾウ)の教えを受け、また大学に入り明経道を学ぶ。延暦十二年(七九三)、和泉国槇尾寺で沙弥戒を受け、翌々年、東大寺で具足戒(ぐそくかい)を受ける。二十三年入唐長安に行った。青竜寺の恵果(ゑくわ)に会い、金胎両部の秘法を学び、伝法灌頂を受けた。大同元年(八〇六)帰朝。『経論疏章』をはじめ膨大な文物を請来した。弘仁元年(八一〇)東大寺別当となり、山城国高雄山寺で『仁王経』を修する。三年、同寺に秘密灌頂壇を創し、最澄(さいちよう)らに灌頂を授ける。七年、高野山(かうやさん)に入り、真言密教の根本道場として金剛峰寺(こんがうぶじ)を開く。十二年、讃岐の万農池の工事に携わる。十三年、東大寺に灌頂道場を開き、十四年、東寺(とうじ)を賜り、ここで嵯峨天皇に灌頂を授け、同寺は鎮護国家の道場となる。天長五年(八二八)綜芸種智院を創立。承和元年(八三四)、宮中で行う金光明会を真言の法で修すべきことを奏請して許され、後世、真言院(しんこんいん)で後七日御修法(ごしちにちのみしほ)を修するもとなつた。天長八年から病んで高野山にこもる日が多く、承和二年三月二十一日、結跏趺坐(けつかふざ)し大日定印を結んだままで入定した。『三教指帰』『十住心論』など教学の著述多数のほか、詩文に長じ、『性霊集』『文鏡秘府論』の著もある。また、能筆の誉れ高く、三筆(さんびつ)に数えられる。その生涯には、『弘法大師行状絵詞』に集成されるような伝説・説話が多く付け加つている。もとより法力に関する話が多いが、能筆についての逸話も少なからず、また、いろは歌の作者に擬せられたりもする。大師信仰とともに、その足跡・靈験を語る口碑は津々浦々に存する。「空海聞く、如来の説法に二種の趣有り、一は浅略の趣、二は秘密の趣なり」(続日本後紀・承和元・一一・一九)「そのとし其日青竜寺にをいて之を書す、沙門空海、と記せられたり」(著聞・七)※「血かたびら」に空海などの僧を登場させたことについて、「空海・玄寶・真如法親王等の歴史上著名な僧侶を登場させ、彼等の信徒としての行実をそれぞれに肯定的立場から書き添え、また、結末部における一篇の中心人物平城上皇の落飾についても、決して否定的には取り扱つてはいない。これらの事実を含めて「血かたびら」における仏教批判の性格は把握されなければならず、これを安易に儒教の禪位篡立思想に対する批判と等質に見做すべきではない」とする鷲山樹心氏の見解がある。「(「血かたびら」の思想)『秋成文学の思想』所収。

○呪文―真言秘密の陀羅尼。

○蛮人―【日国】野蛮な人。未開人。*随筆・独寝(1724頃)下・一〇七「幹何が春渚紀聞(略)にかきのせしは、塩龍といふ物蛮人の養ふ所のもの也」*読本・春雨物語(1808)血かたびら「あやし、蛮人車に乗てかける也」。

【全集】「齊明紀」元年に「空中有乗竜者、貌似唐人」とある。不吉の予兆。こは黒色魁偉の南方人の心象。

【大系】南方黒色魁偉の人。

○難波穿江―『万葉集見安補正』七に「舟競(フナギホヒ)一舟の集(ツド)ひて相触、吾漕ぬけんと争ふ也。我難波の堀江川のありさま、今猶見る処也」とある。また、『万葉集』卷二〇「ふなぎほふ堀江の川のみなぎはに來居つ、啼はみやこ鳥かも」(四四六二、作者未詳)について『金砂』二では「我本国なれど、海国水郷のいにしへをどゞめざる事、今をもて云べからず。されど試みばかりにいはん。仁徳紀に、宮之北の郊原を堀さきて、大和川の水を海に通せしむ。そこを堀江と云と見ゆ。宮は高津の皇居にて、今の大城の南、玉造の丘、小橋村と云あたりぞと云説、誰々も同じ。かく仮に定めて見れば、此丘の東に、今故大和川と云小渠あり。此流の東の岸に、横野堤、猪飼野など云、この間の身わたし、田圃にひらけし事、数万頃、其中に、東の岸に沿て、流れわづかに、小舟のいきかひをなせる。此東西の岸の間、実大河のかたちの、いにしへをどゞめたり。此川、寛永の比まで変らざりしを、国の利によりて、河内の柏原の里より、西に堀さきて、住吉の里の南、血沼の境の津の北に到りて、大和川を海に入るより、故流の、宮の東北を巡りて、落あふは、即今淀川とよび、仁徳紀に山城川と見ゆるが、こゝに到りて堀江川と呼つる也」と注する。【日国】上代、今の大阪市上町台地の北側にあつて大阪湾に通じていた堀。現在、北区と中央区との間を流れる大川(天満川)の流路にあたる。当時、淀川河口の付近からこの地の東方にかけて大きな潟湖があり、仁徳天皇一一年、その氾濫を防ぐために高津宮の北側を開削し、大和川(旧流路)とともに、その潟湖を大阪湾に直通させたと伝えられる。難波江。なにわほりえ。*書紀(720)欽明一三年一〇月(北野本訓)「有司(つかさ)乃ち仏像を以て難波の堀江(ホリエ)に流棄(なかしす)つ」*靈異記(810く824)上・五「弓削の大連の公、火を放ちて道場を焼き、仏の像を以て難波の堀(ホリ)江に流す(興福寺本訓釈堀保利)」*今昔(1120頃か)一一・一「焼残せる仏をば難波の堀江に棄てつ」。*万葉(8C後)一〇・二二三五「おしする難波穿江(なにわほりえ)の葦辺には雁寝たるかも霜の降らくに(作者未詳)」。

「天皇曰。依奏。有司乃以佛像流弃難波堀江。復縱火於伽藍。燒燼更無餘。於是天無風

雲忽炎大殿。」(欽明紀) 一三年一〇月条

【大系】大和(奈良県)高市郡豊浦寺の東、大阪堀江川、大阪阿弥陀池の諸説がある。
【集成】奈良県高市郡明日香村豊浦にある、飛鳥川西岸の入江。廃仏論者物部守屋が佛像を投げ込んだ所という(『和漢三才図会』七十三)。

○忌部の浜成—【日本人名辞典】平安時代前期の官吏。延暦(えんりやく)二年(八〇三)民部少丞(しようじょう)のとき氏を忌部(いんべ)から齋部にあらため、遣新羅使(けんしんらし)となる。「神別本紀」「天書」の著者とされる。「古語拾遺」を撰述した齋部広成の父とする系図もある。

※広成は大同二年に平城天皇の下問に応じ、『古語拾遺』を撰述している。平城天皇と直接結び付く広成ではなく「浜成」としたのは、意図的なものか。

○神やらひ—神の意志に基づいて追放すること。神式の悪魔払い。「神夜良比(かむやらひ)に夜良比岐」(『古事記』上)。「遂に神逐(カムヤラヒ)の理を以て逐(はら)ふ」(『神代紀』上・訓)。

○をらび声—声高に祝詞を唱える声。「隣村の神祭に、戸々燦盛(しせい)をささげて、社前につらね吉祥をいのる。神奴(かみやっこ)をらび声して是をたてまつる」(『膽大小心録』三三)。「やしろの前に立並びて、矛とりしかん人、中臣のをらび声高らかに、夜まだ深からねど、物のこたふるやうにてすぎまし」(富岡本「目ひとつの神」)。なお【日国】には「激しく叫ぶ声。泣きののしる声。わめくような大声」とあって、秋成は「海賊」「死首の咲顔」「捨石丸」においてこちらの意で用いる。

○といひやらひ—(佐藤本Aのみ)呪いを払うこと。【日国】「といひ(ひ)」は、「呪・詛」で、とこうこと。また、そのことば。「とこう」は、人の身に悪いことが起こるように神に祈る。わざわいを他に加えようとして祈る。のろう。

○密旨の奏文さいげまつらす—中村幸彦氏は『愚管抄』卷三の、「嵯峨東宮ノアヒダ、平城国主ノ時、東宮ヲ可_レ奉_レ廢_レ之ヨシ沙汰有ケリト、後中書王ノ御物語アリケリ。ソレハ傳大臣冬嗣申ス、メテ、「事火急ニ候、可_レ下令_レ申_ニ宗廟_一給ト」トテ、桓武ノ聖廟ヲ拝シテ東宮訴申給シカバ、天下ミダレユキテ、平城コノ御ヒガ事ヲ思カヘラセ給ヒケリトナンカタラセ給ニケリ」を典拠とするが、『水鏡』に「サテ此平城ノ御門嵯峨ノ東宮ヲフロシ奉ラント思食御心ノ出来リシ事ノアリシニ。閑院ノ左大臣冬嗣ノ卿。此東宮ノ御後見ニテ御座ガ。カ、ル事コソ候ヘト東宮ヘ告給然バ。其時東宮ヲチ恐給テ。サテハ如何ガセンズルト宣セシニ。冬嗣卿申サレシ様ハ、此事今日明日ノ程ニ既ニ急速ニ定ラ

セ給ベキ御事ト承リ候。所詮ハ此御大事ハ余所ノ人力ノ及ベキ事ニ非ズ候。只父ノ御門ノ陵ニシテ祈申給ベク候ト申給然バ。東宮然ナリトテ日ノ御装束ヲメサレテ庭ニ下給。遙ニ彼カシ原ノ方ヲ拝給テ。雨シツクト泣患申サセ給シニ。俄煙世中ニ満テ夜ノ如ニ成ニシカバ。御門大ニ御驚アリテ。此事ヲ陵ニクヒ申サセ給シニ。三日アリテ煙ハ様々失ニキ」とあるによるべきか。(木越治「血かたびら」の構想)

【全集】『水鏡』の、平城帝に東宮廢止の意志があることを知って、桓武廟に訴えた記事をふむ。

【集成】「嵯峨東宮ノ間、平城国主ノ時、東宮ヲ廢シ奉ルベキノ由、サタアリケリト」
「桓武ノ聖廟ヲ拝シテ東宮訴ヘ申シ給ヒシ」(『愚管抄』三) などによっている。

○左右の大将、中將—【日本逸史】の大同二年四月二三日の条「近衛府者左近衛ト為リ、中衛門府者右近衛ト為ル」とある史実を踏まえる。平城帝在位中に左右衛府が出来たので特に用いた。天理冊子本のみ「左右の大臣、大将、中將」とある。「己卯、詔、云々、近衛府者為_ニ左近衛_一、中衛門府者為_ニ右近衛_一」(大同二年四月二三日条)

○弓矢取しぱり—手でかたく握りしめる。『神代がたり』に「しかともたせらるゝを取ししぱると云ふ」。
【角川古語】とりしぱる【取縛】動ラ四手でかたく握りしめる。しつかりと握り持つ。「拉トリヒシク、トリシハル」(『前田本字類抄』)「撫劔(此を、つるぎのたかみ屠利辞魔屢(とりしぱる)と云ふ)」「神武即位前紀」「道心はたとひ堅固ならずとも、慚愧の杖を取りしはりて常に身をいましめ」(『海道記』)「走蒐りて現八の、利手を丁と扼(とりしぱ)るを、こゝろ得たりと身を淪(しづ)まして、振払(ふりは)らんと角(すま)ひたる」(『八丈伝・八・八四』)

○百取の机—種々の飲食物をのせる大きな机。「令持百取机之代物」(『古事記』上)。「夫(そ)の品(くさくさ)の物、悉くに備へて、百机(モモトリノツクエ)に貯(あさ)へて饗(みあ)へたてまつる」(『日本書紀』神代上(兼方本訓))

○幣帛—【角川古語】みてぐら【幣帛・御幣】名「御手座」の意で、置座(オキクラ、神を祭る所)に手向ける物。神への捧げ物。のち、串に挟んだ絹帛などの切れ、また紙をいう。御幣(へい)。和幣(にきて)。幣(ぬさ)。「幣帛 美天久良」(『和名抄』)「美天久良(みてぐら)にならましものをすべ神の御手に取られてなづさはましをなづさはましを」(『神楽・幣』)「神(こ)色々のみてぐら捧げさせ給ひて」(『源氏・明石』)「恐ろしや御幣(みてぐら)に三十番神ましまして」(『謡・鉄輪』)※「幣帛 ミテグラ」(『書言字考節用集』)。

○うづまき―「雄略紀」一五年条に「公、仍りて百八十種の勝を領率めて、唐・調の絹・縑を奉獻り、朝廷に充積む。因りて姓を賜ひて禹豆麻佐と曰ふ。へに云はく、禹豆麻利麻佐は、皆盈積める貌なりといふ」とあることなどから、「うづまき」を「盈積」の意として副詞とした秋成の造語。

【大系】新撰姓氏録の秦忌寸の条「爰ニ秦氏ヲ率ヒテ、養蚕シ絹ヲ織ル、筐ニ盛り闕ニ詣デテ貢進ス。丘ノ如ク山ノ如ク、朝廷ニ積蓄ス。天皇之ヲ嘉シ、特ニ寵命ヲ降シ、号ヲ賜ヒテ、禹都万佐ト曰フ、是盈積シテ利益アルノ義ナリ」（太秦公宿禰の条にも同じ記事がある）とあるによつて作つた語。

○つみはえ―「積み延え」。積み並べ、の意。「あつかりの武士の中に取かこみて、御あとにつきて参る、みてぐらあまた、おほん神のふと前に高くつみはえなし、かんなきがふとのりと言」（「劍の舞」）。「行なひの時になりぬ、神べん利元の御堂の前に、護麻木高く積はえ、導師をさいだて、げんざたちあまた、いかめしきかたちして参りたり」（「御嶽さうじ」）。「高き人もおのが封食の地はかすめ奪はれて、乏しきの餘りには、何の藝はおのが家の傳へありと譎りて職とするに、富豪の民も又ものゝ夫のあら／＼しきも、是に欺かれてへい帛積はへ、習ふ事の愚なる」（富岡本「目ひとつの神」）。「日国】積み並べる。用例は秋成のみ。

【全集】「積み延へ」に「映采」を併せた語か。「はえ」は見えよきこと。

○堅樹の枝―古代に、神事に用いたり、神域に茂つていたりする常緑樹をいう。『金砂』七に「いにしへは案几と云器の備らざるに、冬青木（トキハキ）を折つみて、奉る種々の物を、枝々にゆひ付て捧し事也。栄樹、堅木いづれとも祝語也。近世是に区々の説有て、一樹のみに云定めんとす。故実には、何にても冬青の物を用ひたるべし」とある。

○神代の事もおもはるゝ也けり―「おほ原や小塩の山も今日こそは神代のことと思ひ出づらめ」（『古今集』一七）による。

○雅楽寮の左右の人人―『金砂』二に「大唐は左方、高麗は右方の奏楽也」とある。【角川古語】名 令制における官司の一。治部省（ぢぶしやう）に所属し、大宝元年（七〇二）に初めて設置され、歌舞・音楽を管掌した。「雅楽寮 頭一人（文武の雅曲、雑楽、男女の楽人、音声人の名帳、曲課を試み練る事を掌る）、助一人、大允一人、少允一人、大属一人、少属一人、歌師四人（二人は歌人・歌女を教ふることを掌る。二人は臨時に声音有りて供奉に堪たる者を取て教る事を掌る）（職員令）」から、その職掌と組織が知られ、以下、歌人・歌女・舞師・舞生・笛師・笛生・笛工・唐楽師・高麗楽師・百濟楽師・新羅楽師およびそれぞれの楽生、伎楽師・腰鼓師など多数の職員を擁していた。頭は従五位上

相当で、「雅楽頭ウタノカミ（易林本節用）」のように、職員は「うたの」を冠して呼ぶことが普通。大歌所（おほうたどころ）・内教坊（ないけうぼう）はその下部組織である。久米舞（くめまひ）・五節舞（ごせちのまひ）など固有の歌舞と、唐・三韓・渤海など外来の歌舞とを管理・教習したが、桓武天皇のときに前者は大歌所の所管になった。平安時代には次第に衰微し、令外の官の楽所（がくしよ）ができてからは、ここが外来の歌舞を管理した。雅楽寮の建物は、大内裏の南東隅、美福門の東、神祇官庁の南にあつた。『二十卷本和名抄』では「雅楽寮宇多末比乃豆加佐」と訓じている。「うたづかさ」とも。「五位已上及び高齊徳等を宴す。大射及び雅楽寮の楽を賜ふ」（「続紀・神龜五・一・一七」）「雅楽寮の楽人御前に召し種々の音楽を奏せしむてへり」（「貞信公記・天曆二・三・三〇」）。

○くさの笛鼓―雅楽の用語。三管三鼓。笙（しよう）、横笛（おうてき）、篳篥（ひちりき）の三笛と鞀鼓（かっこ）・太鼓・鉦鼓の三鼓。

○よぼろ―【日国】（丁）古代、国家のために徴発されて使役された人民。律令制では正丁がこれにあてられる。男丁。夫（ぶ）。*白氏文集天永四年点（1113）三「戸に三つの丁（ヨホロ）有り、一の丁（ヨホロ）を抽づ」*金葉（1124）27「賀・三二四「貢物はこぶよをろをかぞふれば二万の郷人かずそひにけり（藤原家経）」*温故知新書（1484）「丁ヨウロ」*読本・椿説弓張月（1807）11「残・六八回「讃岐国白峯なる、崇徳院の山陵（みささき）を守る丁（ヨボロ）等、起出て、落葉をかき払はんとするに」。

【全集】雑役夫。仕丁。『源氏物語』胡蝶巻・紅葉賀等から採つた情景。

【集成】「よぼろ」は、徴発されて三年間労役に従つた成年の男子をいう。「管弦の遊びを）生けるかひありと、何のあやめも知らぬ賤の男も、（略）馬車の立処に交りて、笑みさかえ聞きけり」（『源氏物語』胡蝶）によつて想を得たか。

※仕丁―令制で、公民の成年男子に課せられた力役（りきやく）。また、その人。諸国から五〇戸に二人の割合で、正丁を京にのぼらせ、官司に分配して三年間労役に服させた。二人のうち実働する者を立丁（りつてい）直丁・驅使丁（きしやう）といい、他の一人は立丁のために生活の世話をし、断丁（しちやう）といわれる。女性に課せられた場合は女丁といわれるが、その数は少なかった。じてい。つかえのよぼろ。

○うしろの山より黒き雲きり立昇りて、雨ふらねと年の夜のくらきにひとし―【大系】【全集】とも、「天武紀」元年六月二十四日条に「黒雲有り。広さ十余丈にして天に経れり」と、黒雲十余丈が立って、占に天下兩分の祥と出たことによるとする。あるいは前掲『水鏡』の「俄煙世中二滴テ夜ノ如ニ成ニシカバ」の利用を考えるべきか。（木越

空海申す。いづれの国か教へに開くべき、三隅の網、一隅我に來たれと云しが、私の始なり、

(五) 空海申す。いづれの国か教へに開くべき、三隅の網の一隅は我にと云しが、私の始也、

(冊) いづれの国か、をしへに開ざるべき。三隅の網の一隅、我にきたれと云にしが、私の始也、

(佐A) 空海かしこまりて申。いづれの邦か教へにひらくべき、民は日出ておき、日入てふし、飢ればくらひ、渴けば飲む。争ふ事なければ聖人出ず、三隅の網、一隅を獲んといひしが私のはしめぞと申す。

(佐B)

たゞ／＼御心の直くましますれば、まゝにおぼし知たまへとこそ、

(五) たゞ／＼御心直くましますまゝに、まつり事聴せたまへ、

(冊) たゞ／＼御心の直きまゝにおぼしゝらせたまへ、

(佐A) さらば、汝が修する仏法は。こたへ申す。經典をよみて、理趣をあきらめんは、醫士、素問、難経を学びて、其説を究むるに(断簡七)

(佐B)

日出て興、日入て臥、飢てはくらひ、渴してのむ、民の心にわたくしなしとぞ。

(五) 日出て起、日入てふし、飢てくらひ、渴してはのむ。民の心にわたくしあらんやは。

(冊) 日出て興、日入て臥す、飢てはくらひ、渴しては飲む、民の心也と申。

(佐A) 病を癒す□おきて活手段也とも。

(佐B) 儒道わたりての(「は」ト改)、代々に酔こゝちしたまひてぞ、太初のまちも、民、日出ておき、日入てふし、飢てくらひ、喝(渴)してのむ、世のありさまは、□□(「はる」カ)かなる事になん(断簡一七)

打うなづかせ給ひて、よし／＼とみことのらす。

(五) 打うなづかせて、よし／＼とみことのらす。

(冊) 打うなづかせたまひて、よしとのらせたまへり。

(佐A) 叡慮解てまかんず。「空海が言、実なる哉」とて、上下の公卿皆感ず。

(佐B)

太弟参りたまへり。御物がたり久し。のたまはくは、周は八百年、漢四百年、いかにすればか長かりしとぞ。

(五) 太弟参り給へり。御物がたり久し。のたまはく、周は八百年、漢家四百年、いかにすれば長かりしや。

(冊) 太弟参りたまへり。周は八百年、漢家は四百年、いかにすれば長しとぞ。

(佐A) 皇太弟神野につかふる人は、僧も阿諛の舌ありと憎む／＼。いかなれば、太弟みそかにかし原野の御陵墓にまう出て、密奏の長文、夜明ぬあいだなれば、誰聞□きにあらず。故に伝はらず。

(佐B)

太弟さかしくましますれば、御心をはかりてこたへたまはく、

(五) 太弟

こたへ給はく、

(冊)

こたへ申さく

(佐A)

(佐B)

長しといへども、周は七十年にて漸衰ふ、漢家も又、高祖の骨いまだ冷ぬに、呂氏の乱おこる、つゝしみの怠りにもあらずと、答たまふ。

(五) 長しといへども、周は七十年にしてやゝ衰ふ、漢も亦、高祖の骨はたいまだ冷ぬに、呂氏の乱おこる、つゝしみの怠りにもあらずと、天の時にあらん。

(冊) 周は七十年にして衰へ、漢は高祖の骨肉いまだ乾かずして、呂氏の乱おこる、つゝしみの怠りにもあらずと、こたへたまへり。

(佐A)

(佐B)

さらば天の時か、天とは日々に照しませる皇祖の御国也、儒士等、天とは即あめを指かかると聞けば、命祿也と云、又、数のかぎりにもいへり、是は多端也、

(五) 問せたまふ。天とは日々に照しませる皇祖神の御国ならずや、はかせ等、天といふ事

多端也、

(冊) さらば、天の時(か、天)とは、日々に照します皇祖神の御国也、儒士等、天とは即天を指し、又命祿といふ、又、数の限にもいふ、是は多端也、

(佐A)

(佐B)

仏氏は、天帝も我に冠かたぶけて聴せたまふと申す、あな煩はしと。太弟御こたへなくて、まかん出たまへり。

(五) 又、仏氏は、天帝も道にくだりて聞と云、あなく、天といふ物の、愚なるにはこゝろ得がたしと。太弟御こたへなくて、まかん出たまへり。

(冊) 仏氏は、天帝も我につかふと云よ、あな煩しとぞ吹たまへば、御こたへなくて、まかん出たまへり。

(佐A)

(佐B)

あした御国ゆづりの宣旨くだる。故さとゝなりし平城におり居させたまはんとぞ。

(五) あした御国ゆづりの宣旨くだる。ふるさとゝなりし平城におり居させたまはんとぞ。

(冊) あした御国ゆづりの宣旨くだりて、故さとゝ成し平城におり居させたまへり。

(佐A) 今上、やうく御心さだめやしたまふ覽、ついに御位を太弟に譲らんの勅旨ありて、平城の故京に下居の宮つくらせたまふ。上下、民にいたるまで口かなればと、眉をひそめる者無し。

(佐B)

元明よりせん帝にいたるまで、七代の宮所なりしかば、

(五) 元明より先帝まで、なぐ代の宮どころなりし。

(冊) 元明より昔は宮殿の有しさとにて、一あしがりの宮のためしに、茅茨剪らず、甘棠うたず、せんだいのおぼしめしに、いにしへをしのびて、長丘にうつらせたまへりしかど、

(佐A) ならば、元明より桓武にいたり、七代の結宇、いにしへより壮大例あるべからぬを、御父帝、いかさま口おぼしめしてか、長岡の狭隘にうつらせ給ふ。

(佐B)

昔は宮殿のありさまを、咲花のほふか如く今さかり也とよみしを、おぼし出たまひ、そこにと定たまへりき。日をえらびて、けふ出させたまへり。

(五) むかしは、宮樓、殿堂、さく花のほふかごとく今さかり也とよみしを、おぼし出させてや、いそがせたまへりけん。日をえらびてたゞまします。

(冊) 七代の宮のきらびやかにありしを、咲花のほふか如く今さかり也とよみしを、又思し出たまひて、そこにと定させたまひて、鸞輿きらびやかにて出させたまへり。

(佐A) □□靡のはて／＼よからじとおぼしてやと、人□□□問せしを、わづか十三年にて、又、今の□□宮にうつらせたまひて、曠野をほらひ□□□ならし、宮樓又ならに習はせたま□□□□深き者は、みそか言していひあへり。□□□のほふか如きを再び見る事と、□□□ゆる人もありけり。

(佐B)

○三皇五帝—中国古代の伝説的聖王たち。名は一定しない。『十八史略』に伏羲(ふつき)、神農(しんのう)、黄帝(こうてい)の三皇と、少昊(しょうこう)、顓頊(せんぎよく)、帝嚳(ていこく)帝堯(ていぎよう)、帝舜(ていしゆん)の五帝をいう。

※『ぬば玉の巻』「伏羲氏の一字より、八つの卦なれりと云。此君あふぎて天の象を觀はし、うつぶして地儀をあきらめ、或は鳥けだ物にもかたどりて、文字は造れるとぞ云。しかして神農黃帝(帝) 嚳帝玉の代々を経て、堯舜の御時にいたるまで、幾百とせをわたり、あまたの聖の御徳をつみて、さてなんかしこには、人の道と云教へは立たりな。其をしへのふみどもは、いにしへの君たち臣達のおこなひよろしき事のまゝを法として、それにつきてはくさ／＼のせちをも設けたりな」

※『膽大小心録』一〇四「神道乞食が門に立て、天神地祇八百万の大神を申くたす事もつたいなし。異端しやの、外道しやのといふても、唐の人は門に立て、三皇、五帝、堯、舜、禹、湯、文、武、周公、大聖孔子、諸賢降臨ましますとては、安うりせず。」

※なお『書言字考節用集』は「三皇」を伏羲、女媧、神農とし、「五帝」を黄帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜とする。

○杳—はるかで遠いさま。【大漢和】はるか。とほい。〔揚雄、甘泉賦〕杳旭〓兮。〔注〕銑曰、杳、高遠也、善曰、杳、深遠也。

○三隅の網、一隅我に來たれ—『史記』殷本紀、湯王の記事。殷の湯王は、ある時郊外に出ると、野原で網を四方に張って鳥獸がかかるように祈っている者に出会う。そこで湯王は、狩獵用に張った四面の網のうち三面を解き、一面の鳥獸のみわれに來たれと言つて四十万国の人心をつかんだという。秋成はこれを偽善と捉えた。

【集成】帝王の寡欲を物語る故事を引きながら、そこに既に私欲にもとづく政治の萌芽があるのだと、秋成は空海の口を借りて指摘するのである。

○私—【全集】己の目的を達する欲念、エゴにあたる。【大系】天下の政を私欲によつて

する。

※『遠駝延五登』「陶淵明云ふ、書を読みしてひて解き得ん事、吾は求めず、羲皇一画を引きし始に解説あらず、文王、周公是を演べて爰象をなし、孔子是に辭を繋げて致らしむに倣ひ、書典こと／＼解をつとむとて、私を加へいにしへの伝へ有るが如くに云ふは、なべてさかしき人の心なり。其大意を會して詳なる事を求めざれとぞ、弦無き琴をかいさぐりて趣を知られしと云も是なり」

※『遠駝延五登』「雨伯陽茶話に云ふ、神代一卷不_レ可_三以不_レ尊重_一、然遼瀾與_二弗_レ究而可也、人欲_レ求_レ其的確_一、可_レ謂_レ無識_一矣、寔に知らるまじきをあなぐり求むるは愚学也。其必ず私を専らとして古伝と唱ふるを、前にうちかしこみて聴く雅き人こそあれ、あまねく是をうなづかんやは」

※『金砂』八「解きわづらへば私を云事、才学の人の煩ひ也」

※『膽大小心録』一五七「才は花なればもろくちり、実は智にて利益あるから、人を損害するなり。西土にても智者と云は必悪臣なり」

※『異本膽大小心録』「智者才子ほどわたくし多し」

※『膽大小心録』四、五の「私(わたくし)」の用例をいかに扱うべきか。

四「仮名つかひはなかつた事を書あらはして、魚臣(彦)卜改(か木)にゑらせし也。江戸の春海か翁は、とかくに学問に私めさるよ、と云こせしかは、答云、わたくしとは才能の別名也、堯か舜二天下をゆつりしはよき私也、蕩か、網の三隅をのそきて一隅をえん、と云しは、私の始なり、周か天下を治て、姓(姫)氏は四十二国を立て、殷の跡は宋一国を立しは、聖人も私をせられし也、此私か名目となりて、奪ふて代るを禪位といふよ、書典をとく事は有ましき業なれと、世久しくなりては、言語たかひ、文字にも、

假借、転注など云て、たとへやら何やらをいふてとく事しやか、それはよし、此便りに我思はくをくはへてかしこけ也、陶淵明云、書は其いふ所の大意をよみ得たるにて、其余はしれぬ事は、其俚にしておけ、といひし、絃のかけたらぬ琴をかいなて、趣をのみ知りて遊ひし、と云と同談也、此ことわりよし、翁か此論説をにくみて、誰人やら、さま／＼云狂しとぞ。翁答。

大仏の柱はやけてなく成ぬせゝる蟻ともたんとわひたり

とぞ。韓退之のおしやりし、前のほまれあらんよりは、後のそしりをおもへとぞ。ほめるもそしるも、おのれ／＼かひく方しやに。」

五「・・・或人云、しいてしれぬ事をしらんとするは、かへりて無識しやとぞ。是は聞えたとおもふて、しらぬ事に私はくはへぬ也。又此古言をしいてとく人あり。門人を教への子と云て、ひろく来たるをあつめられし人あり。やはり此人も私の意多かりし也。伊勢の国の人也。古事記を宗として、太古をとくとせられしとぞ。翁口あしくして、

ひか事をいふて也とも弟子ほしや古事記伝兵衛と人はいふとも

独学孤陋といへと、其始は師の教へにつきて、後 は独学でなければと思ふより、私ともいへ、何ともいへ、独窓のもとに眼をいためて考へて見れば、とうやら知れぬ事も六七分はしれたぞ。」

○さらば、汝が修する仏法は・・・上下の公卿皆感ず——(佐藤本Aのみ) 佐藤本Aのみに存するこの対話の一部は、のち「天津処女」の「或時、空海に問せたまへる。欽明・推古の御時より、經典しき／＼にわたりても、猶一切の御経には数たらぬとぞ。汝が真言の咒はいかにと。空海こたへ申さく、經典は、たとへば醫士の素難の旨を学び、運氣・六経をさとりたるに同じ。我咒術は黄耆・人侵・附子・大黃の功有をえらびて、因より症をしたがひ「しり」て、病さぐりて病癒しむるに似たり。車の二つ輪、相ならびて道はゆかんと申す。禄たまひて、うなづかせたまへりき。」(富岡本)と一致する。木越氏はこのことを根拠の一つとして、佐藤本Aの段階において「天津処女」は「血かたびら」のなかに含まれていたのではないかとする。(『春雨物語』諸稿本の本文)

○日出て興、日入て臥、飢てはくらひ、渴してのむ——『十八史略』堯代の鼓腹撃壤の条の民の詠「日出デテ作シ、日入リテ息ヒ、井ヲ鑿チテ飲ミ、田ヲ耕シテ食フ、帝力何ゾ我ニ有ランヤ」による。

○叡慮——【角川古語】えいりよ【叡慮】名 漢語。天皇または上皇の考え。天皇の心。「是ほどの事、などか叡慮にまかせざるべき」【平家・一・二代后】

○周は八百年、漢四百年——『十八史略』に、「周は八百六十七年、漢は四百二十六」とある。「周朝八百年、漢家四百年、屈指則正実、而治世僅無持二百年一也」(寛政改元頌)。

○太弟さかしくましますば——「さかし」は賢明であるさま。道理に明るいさま。【全集】
聡明。ニュアンスに複雑な含みをもたせている。

※「私」の項で、「私」と「さかし」「智」が結びつくことを考える必要がある。

○周は七十年にて漸衰ふ・・・——周は四代昭王で王威が衰えた。「百年を待ずして周道漸衰の語、昭王の代にいたりて見えたり」(寛政改元)。「不待二百年」。而云周道漸衰(寛政改元頌)。「千百年眼と云書に、韓信が乳児ありしを、韓高しらざりしかは、籛何あはれみて、食客に抱かしめ、南蛮の族に養はしむ。蛮人尊崇して、君とかしづき、明にいたりて、其子孫綿々としてつゞくこそ。周道漸七十年にして衰ふ。漢は高祖の骨いまだ冷ぬに、呂氏の乱あり、八百年、四百年をとなふれども、干戈百年の息なし」(茶瘕醉言二七)なお、賀茂真淵『国意考』に「そのさかえは八百年とかいへど、初二代にて、四十年ばかりは治まれりといはんか、やがていと乱れて、なかなかおとろへにけり」とある。

○高祖の骨いまだ冷ぬに、呂氏の乱おこる——「高祖」は前漢王朝の創始者劉邦。「呂氏の乱」は、高祖(劉邦)なき後、その後であつた呂太后一族が王位をほしいままにしたが、太后没(前一八〇)後、陳平、周勃らが呂氏一族を滅ぼして劉氏を守つた出来事。「漢高有為之君、然未二以骨冷、而呂氏之乱興」(寛政改元頌)。

○天の時——天理による動かしがたい時節・機会。時運。「先づ天の時に付て勘(かん)が候へば、明年よりは大将軍西に在て東よりは三年塞(ふさがり)たり」(『太平記』三四「和田楠軍評定事」)。

※『膽大小心録』

一〇〇「天にさま／＼あるはいかに。儒、仏、道、又我國の古伝に云所、こと／＼くたかへり。天とあをきてのみもあらず。天禄、天資、天命、天稟など、儒二はいふ也。仏の天帝もくたりて、我法を聞となり。切支丹等の外道の法は、たゞ天師をして、天に尊称の君あり、これを願へり。この国には、天か皇孫の御本国にて、日も月もこゝに生れたまふといひし也。是はよその国二は承知すましき事也。されは、よその国二は君とあかめて崇敬すへきことありといふたれと、此ことわりはことわりなるへからず。」

一〇二「儒の天はさま／＼也。黄はく宗の油をつかはるゝに似たり。予云、天道人をころさすといへと、生殺しにはなさることしやと思ふ、といふたを、建仁寺の楞足の俊長老か、老病に死かねて、ほん二餘齋のいはるゝ通しや、といはれしとぞ。」

一〇三「儒の天はさま／＼也。黄はく宗の油をつかはるゝに似たり。予云、天道人をころさすといへと、生殺しにはなさることしやと思ふ、といふたを、建仁寺の楞足の俊長老か、老病に死かねて、ほん二餘齋のいはるゝ通しや、といはれしとぞ。」

○皇祖の御国——皇祖天照大御神のおられる高天原。

○命禄——【日国】天から授かる運命。持つて生れた福分。『論衡』命禄篇による語。

※『檀の杣』五「偶然名医に逢て左明開くといへども、尚醫雲常にかゝりて、読書・写字の業の志を遂ざるに到る。然ども、命禄尚尽ざるにや、傍人扶けて飢饉に到らしめず。」

※『金砂』三「自歎哥と有は、此僧才学を抱きて、世に遇ぬを、哥に憤悶を解する也。梁吳均が宝劍の哥の格に、味ある事也。しかれども世にあひ遇ぬに命禄あり。己が短き処をもて妬怒の心常に止す、ひが／＼しき故に行なはれぬあり。是もまた命禄の数にやあるらんとも思ふ。」

※『遠駝延五登』一「さて一たびは御すぢ断たれど、称徳崩御の日にあたたりて、嗣位の君をえらび奉る時、天智の御孫白壁王を推て帝座にすゝめ奉る。是を光仁天皇と申たてまつる。即位の後、御父志貴親王を田原天皇と贈号たてまつらせ給へり。しかして後、百二十代の今に連綿と榮えましますは、正しく此御すぢにこそあらせたまひけれ。是につきても、恐れながら我徒の上に思へば、人各遇不遇ありて、我しらぬ命禄は論ずましく、仏化の冥福、智略の榮花も、天賜にあらずは、吾に滅びすとも子孫に尽ん歟。上宮太子、山背王の不遇、来たるが如くにて来たらず」

※『金砂』十「悲しき哉、壮年は病につながれ、或は外国に使用して大洋をわたり、老ても筑紫の任に勞疲する事、命禄の薄きをいかにせん。勝地に遊びて文藻をつらね、恋情にうかれて夜がれを歎く徒には、たとへ詞章のおとるとも、非哥慷慨の感におきて、日を同じくかたるべからず。」

※富岡本「天津処女」「神徳の報恩の寺也とて、後に神護寺と改めし事、命禄の薄きをいかにせん。」

※長島弘明「秋成の「命禄」……秋成が自己の不遇薄命を切実に認識するに至るのは、五十七歳、寛政二年夏の左眼失明以後のことである。……「時にあひあはぬ」の語は、天明二年の『山裏』にすでに見えるが、「命禄」「遇不遇」の論を、失明以後、己れの境涯に徴して再発見したといつてよい」……「命禄」は秋成に歴史解釈の自由を与えると同時に、歴史解釈の原理そのものともなった。『春雨物語』の冒頭の三篇の歴史物語に「命禄」（血かたびら）「天津をとめ」、「粟得たるおのがさち／＼」（天津をとめ）、「天禄」（海賊）等々の語が出るのは、決して偶然ではない。平城帝も宗貞も秋津も、あるいは葉子も清曆も貫之も、さらには儒教も仏教も、歴史の中のあらゆる人物・すべての事象が、この「命禄」に統御されている。あるいはこの三篇に限らず、名歌の不遇をいう「歌のほまれ」はもちろんのこと、「二世の縁」「目ひとつの神」も、あるいは「死首の咲顔」「捨石丸」「宮木が塚」「焚燐」も、いずれも人間の不可思議な「命禄」のありようを問うた作品といつてできる。だとすれば、『春雨物語』は、自らの境遇を通して「命禄」の存在を認識した秋成が、「命禄」とは何かと自らに問いかけた物語であつたといふべきであらうか。」

○数のかぎり——天運の変化のすべて。「数」——【角川古語】運。運命。「天とは即あめを指かと聞けば、命禄也と云、又数(すう)のかぎりにもいへり」(春雨・血かたびら)「是天罰の時節到来、その数(すう)こゝに竭(つき)きたるならん」(八犬伝・七・六五)。

○多端——多義。【角川古語】たたん【多端】名・形動ナリ漢語。「端」は糸口の意。複雑で、多岐にわたっていること。また、そのさま。「多端(タ)タン」(運歩色葉)「加之しかのみならず)日来天下静かならず、云云(しかじかいふこと)多端なり。依つて神感を致さんが為に此の事有り」(貞信公記・天慶元・六・一六)「況や亦理劇の任、庶務多端なり」(本朝文粹・二二)「何れも異説多端、委細尽すに不レ違」(太平記・二五)

○天帝も我に冠かたぶけて聴せたまふ——「天帝」は帝釈天。『法華経』などに、帝釈天が眷属と共に釈迦の説法を聞いたと説く。「我」は釈迦。『法華経』法師功德品に「若し舌根を以て大衆の中に於いて、演説する所有らんに、深妙の声を出して、能く其の心に入れて、皆、歡喜し快樂せしめん。又、諸の天子・天女・釈・梵、諸天、この深妙の音声の、演べ説く所有るを聞いて、言論の次第に、皆悉く来つて聴かん」(現代語訳)また、集会の中央において説くであろうところの法、その法によってその人のそれらの衆生たちは感覺器官が喜ばせられ、満足させられ、最高に満足させられ、歡喜を生じることになるであろう。また、この人の甘くて、深く、美しく、心になつた声は、人々の心に触れるもの、愛されるべきものとして発されるであろう。それによって、この人のそれらの衆生たちは、満足させられ、心が高まるであろう。さらに、その人が法を解き示す対象であるところの人たち、それらの人たちが、この人の美しく心になつた甘い声を聞いて後には、その人にお会いし、敬礼し、尊敬し、法を聞くためにその人に近づきべきであると、神々でさえも考えるであろう。神々の息子たちや、神々の娘たちもまた、その人にお会いし、敬礼し、尊敬し、法を聞くためにその人に近づきべきである、神々でさえも考えるであろう。シャクラ神(帝釈天)たちや、ブラフマー神(梵天)たち、ブラフマー神に属する神々の息子たちもまた、そのひとにお会いし、敬礼し、尊敬し、法を聞くためにその人に近づきべきであると考えられるであろう)とある。【全集】帝釈天。『法華経』などに、帝釈天が眷属と共に釈迦の説法を聞いたと説く。「我」は釈迦。

○御国ゆづりの言旨くだる——【角川古語】せんじ【言旨】名(論旨、論言、言旨、センシ)三共に勅言を指す)「下学集」「言旨(センジ)」「易林本節用」「言旨(せんじ)」「(名目抄)・勅旨を受けてこれを下部機構や関係機構に仰せ伝えること。『職員令』では大納言と中務卿の職掌の一つに挙げ、後者の「言旨」については、『合集解』所引の『古記』に「宣は宣り出す也、旨は詔勅の旨也」とある。また、『後宮職員令』が定める、

内侍司(ないしのかき)の尚侍(ないしのかみ)の職掌の「宣伝」も、同じく勅旨の伝達である。なお奈良時代の古文書には、単なる上意下達の意の「宣旨」の例があるが、「せんじ」と音読した確証が得難い。「中務省 卿一人(侍従、献替:宣旨:を掌る)」「職員令」・勅旨を伝えるための文書の一形式。平安初期以降行われたもので、詔勅(せうちよく)より簡単な手続きで出された。蔵人所(くらうどどころ)設置以降の基本的な形は、内侍司の典侍や掌侍が勅旨を蔵人に伝え(内侍宣)、蔵人から上卿(しやうけい)に伝え、上卿がその要件によって外記(げき)もしくは弁官(べんくわん)に命じて文書に作つて下す。手続きや書式上、諸種の形式があった。なお、右の基本的なもの他に、内侍宣の一つの型として、内侍司が、形式上は蔵人や太政官を経由しないでただちに關係機構に下すものや、蔵人が上卿に口頭で勅旨を伝える口宣(くせん)、それを文書にした口宣案(くせんあん)をいう場合もある。また、天皇の親裁によらず、上卿が決裁して朝命として発給するものもある。紙屋院(かみやのゐん)で製した紙屋紙(かみやがみ)に書いた。平安中期以降には、これに代つて繪旨(りんし)の形式が多くなつた。「会理をして東寺造塔の事を行はしめよ、者。此の宣旨淑光(紀氏。右少弁)に仰す。是、法皇(宇多)の旨に依りて被仰るる所也」「貞信公記・延喜一〇・一〇・二六」「里の殿は、修理職・内匠寮に宣旨くだりて二なう改め造らせ給ふ」「源氏・桐壺」・天皇の命令。勅旨(ちよくし)。「御前より、内侍、宣旨うけたまはり伝へて」「源氏・桐壺」「この御方へ職事めしてぞまいるべきよし宣旨、くださせたまひける」「大鏡・師輔伝」「今は(天竺ノ帝ノ)せんしをかうむつて是をうちて参らせん」「宇治拾遺・六・九」「さても小督の局の御行方、:急ぎ尋ね出でこの御書を与へよとの宣旨にて候」「誦・小督」・女房の職名。また、転じて女房名。主人の意向を他に伝え、他からのことばを主人に取り次ぐ役で、乳母と並ぶ高い地位の女房。天皇・東宮以下大臣家などにも置かれていた。中宮の場合は、立后の日に宣旨・御匣殿別当・内侍(掌侍)の三役が任命される。『江家次第秘抄・六』に「今院の御祐筆也」という。「朝顔ノ齋院二仕エル」せむし、(源氏二)たいめむして御消息はきこゆ」「源氏・朝顔」「補齋宮女官 従五位下藤原朝臣憲子 齋宮の内侍と為すべし。従五位源朝臣成子 齋宮の宣旨と為すべし。:寛治三年九月十五日 蔵人左衛門権佐藤原朝臣為房 奉」「朝野群載・四】【全集】「宣旨」は、蔵人所を通じて出された詔勅。蔵人所は弘仁元年(八一〇)嵯峨帝の設。

【集成】簡単な手続きによる天皇の命令を伝える文書。
【大系】蔵人所外記を通じて出される勅の一。

○故さと一かつて都だった地。「ふるさととは旧都を云ふ、転じて吾本土をも云ひ、又旅に在ては産国をいひ、かつ名だかくふりたる処をも云ふ」(『金砂』一)。

○元明よりせん帝にいたるまで、七代の宮所なりしかば一第四十三代元明天皇の和同三

年(七一〇)から、元正・聖武・孝謙・淳仁・称徳・光仁の七代、七十余年間の皇居。

○一あしがりの宮―(冊子本のみ)一足一騰宮・一柱騰宮(あしひとつあがりのみや)を指す。【日国】神武天皇の行宮。筑紫国菟狭(うさ)に建てた宮と伝えられる。現在の大分県宇佐市南宇佐などに比定される。「古事記伝」では、川に大きな柱をたてて宮を支えたことにちなむかとする。*古事記(712)中「足一騰宮(あしひとつあがりのみや)を作りて、大御饗(おほみあへ)を献りき」*書紀(720)神武即位前・甲寅「乃ち狭の川上にして、一柱騰宮を造りて饗(みあへ)奉る(一柱騰宮、此をば阿斯苜徒鞅離能宮(アシヒトツアガリノみや)と云ふ)」

【全集・日本書紀頭注】記にも「足一騰宮」とある。「一柱」に着目すれば、屋根を一本の柱で支えている亭風の建物のもようでもあり、記の表記では、床が低くて一足で上れる宮殿とも解される。いずれにしても慌ただしく建てたために簡略になつた

※『遠駝延五登』二「あるじの設風流を尽されて、黒木の殿に尾花とり葺、上古の遺風もて是に入奉りしは、そのかみ平城の营造やうく、広大ならんの勢ひと、密に打威みて、此淳朴をも忘れさせ給ふなどの心もちひさせしならば、有がたし。御制は共にその御心もつかせ給はざりしにや、しらず。抑神代に鶉の羽もて葺あへぬ産殿を始に、神武の行在所の「足あがりの宮」とは、土階一級の造りさま、目を閉て意得らるゝ也き。されば始の御代くには、皇居をやすくくと遷されて、瑞籬柴垣に大宮地を繞らせ、黒木の柱、尾花もて逆ふき、葺のえつり、壁艸に塗こめて、土階幾級に足せ給けん。今の伊勢の神宮の地をあらたにかへさせ給ふは、上古の素朴の遺風にもやと思ゆ」

※秋成以外に用例があるか。

○茅茨剪らず、甘棠うたず―(冊子本のみ)「茅茨剪らず」は、諺「茅茨剪らず采椽削らず」による。宮殿や住居が質素なさま(『韓非子』「五蠹」の「堯之王天下」也、茅茨不剪、采椽不削。帝堯が自分の宮殿を質素に造り、屋根を葺(ふ)いたかやの端を切りそろえず、椽(たるき)は削らない丸太のままにして、俚約の範を示したという故事から)。「平陽二都ス。茅茨剪ラズ、土階三等」(『十八史略』「帝堯」)。

「甘棠うたず」は、中国、周の宰相召公が甘棠樹の下で民の訴訟を聞き、公平に裁断したので、民が召公の徳を慕い甘棠の詩をつくりうたつたという故事(甘棠の詠)から、人々が為政者の徳をたたえること。「召公の西方を治むるや、甚だ兆民の和を得たり。召公、郷邑に巡行す。棠樹有り。獄政の事を其の下に決す。侯伯より庶人に至るまで、各々其の所得、職を失ふ者無し。召公卒して、民人、召公の政を思ひ、棠樹を懐ひて敢て伐らず。之を歌詠し、甘棠の詩を作る」(『史記』「燕召公世家」)。「蔽芾たる甘棠は剪る勿かれ伐る勿かれ召伯の芘りし所 蔽芾たる甘棠は剪る勿かれ敗ふ勿かれ召伯の憩ひし所」(『詩経』「召南」)。

○元明より昔は宮殿の有しさとにて、一あしあがりの宮のためしに、茅茨剪らず、甘棠
うたず、せんだいのおほしめしに、いにしへをしのびて、長丘にうつらせたまへりしか
ど―天理冊子本のみに見える記述。「茅茨剪らず」と桓武天皇の記事は富岡本・文化五
年本の「天津処女」に見られる。

※「天津処女」の諸稿本（傍線・点線―高松）

「やがて御位おりあさせて、さが野といふ山陰に、茅茨剪らずのためしして、うつらせ
たまへりき。是は、先帝の、平城の結構を、この邦にては例無し、瑞籬ふし垣の宮居に
かへさせしなるべし。されど、長岡はあまりに狭くて、王臣たち、家を奈良にとどめて、
通ひてつかふまつるもあり。民はまいてなりしかば、是はあやまりつとおぼして、今の
たひらの宮を作らせて、うつらせたまふ也」（富岡本）

「さて、御位ゆづりありて、嵯峨と云山陰に、下り居の宮、茅茨きらずのためしに、い
とかるらかに、いとやすく作りはてしかば、うつらせたまふ。是は、先だいの平城な
代の結構、この邦にはためしなれば、はて／＼いかにとて、瑞がきの宮、ふし垣の宮

にかへさせしとぞ云。されど、長岡はあまりに狭し。王臣等、家もとめ煩ふ。民はま
てなり。是はあやまりつとて、今のたひらの地をひらきならして…」（文化五年本）
「・・・御弟の相伴のみ子を皇太弟に、御くらみゆづりまして、都ちかき嵯峨のの山
ざとに山里にうつらせたまへば、せんだいの平城の結構をとどめて、いにしへの跡、し
のび申して、瑞がきふし垣の宮に改させたまひしかど、長岡のあまりにせばければ、王
臣等の家は奈良にとどめて、通ひたまへば、是はあまり也とて、今の平安城にうつらせ
たまふ也」（冊子本）

○咲花のほふか如く今さかり也とよみしを―小野老の「あをによし奈良の都は咲く花
のほふがごとく今さかりなり」（『万葉集』三）を指す。